

入会誓約書兼就業承諾書

私は、公益社団法人蓮田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の入会申込みに際して、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条には該当しないこと、センターの名誉、信用を傷つける行為やセンターとの信頼関係を喪失させる行為をしないことを誓約します。

また、センター定款に定める目的に賛同し、センターの定款、就業規約その他諸規程、並びに下記の事項を承諾します。

記

- 1 会員の間知り得た情報については、個人情報保護法等関係法令及びセンター等の諸規程の定めに従い守秘義務を遵守すること。また、退会後も同様とすること。
- 2 就業の概略は、次のとおりであること。
 - ① 入会してもすぐに就業できるとは限らないこと。
 - ② 就業には、「請負・委任」と「派遣」の形態があること。いずれの場合も、就業先の紹介は、会員の希望内容や健康、就業時間その他の諸条件、及び発注者との契約内容に照らしてセンターが行うものであること。
 - ③ 請負（又は委任）就業は、センターと発注者との契約に基づいて行われ、次のような特徴があること。
 - ア 労働関係法令の適用がないこと。
 - イ 就業に際しての条件（配分金、就業時間、仕事の内容）はセンターと発注者が協議して決定したものに従い、これらのことについて発注者と直接交渉しないこと。
 - ④ 就業先においては、センターから提供された業務以外に従事することなく、常に安全・適正就業に心がけ、傷害・損害賠償事故を起こさないよう十分注意すること。
 - ④ 会員の故意又は重大な過失、及び自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任事故が発生した場合等、センターが契約する保険で担保できない賠償は会員が負うものとする。
- 3 定期的に健康診断を受け、体調が仕事に影響するときは、センターへ連絡すること。

年 月 日

住 所 蓮田市.....

氏 名